

あきる野市公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)に該当する方
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者で、一般競争入札の参加者の資格の停止を受けた日から2年を経過していない方
- (3) 当該公有財産売却に関する事務に従事するあきる野市職員
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等及びその役職員又は構成員
- (6) (4)又は(5)に掲げる者から委託を受けた者及び(4)又は(5)に掲げる者の関係団体

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとりあきる野市が執行する一般競争入札及びせり売り(以下「入札」といいます。)の手続きの一部です。
- (2) 売買代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間あきる野市の実施する入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます。)上の公有財産売却の物件詳細画面やあきる野市において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札の前にあきる野市が実施する現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み(本申し込み)

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、あきる野市のホームページより「公有財産売却入札等参加申込書(以下「申込書」といいます。)」を印刷し、必要事項を記入・

押印後、次の書類(以下「添付書類」といいます。)を添付のうえ、あきる野市に郵送又は持参してください。(郵送の場合は、申込締切日の消印有効)

(添付書類)

- ・ 住民票(法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)) 1 通
- ・ 委任状(代理人が入札する場合) 1 通

(ア) 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」「納付書」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

(イ) 複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類は 1 通のみ提出してください。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件(売却区分)の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失などあきる野市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

(2) 原則として、落札者が売買代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

【動産(軽自動車を含む)・自動車(道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車)の場合】

(3) 公有財産が動産、自動車などである場合、あきる野市はその公有財産の引渡しを売買代金納付時の現状有姿で行います。

(4) 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録(名義変更)の手続き等を行ってください。

【不動産の場合】

(5) あきる野市は、売買代金の納付確認後、権利移転の登記を関係機関に囑託します。

(6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査及びアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など(建築など)に当たっては、都市計画法、建築基準法及び条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報及びログイン ID に登録されているメールアドレスをあきる野市に開示され、かつ、あきる野市がこれらの情報をあきる野市文書管理規程に基づき、保管すること。また、あきる野市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

- ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
 - エ あきる野市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める参加条件の確認又は同条第 2 項に定める一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の 14 で準用するせり売りを含む。)の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用します。
- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産(不動産)を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続き及び入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について」及び「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の住民票及び共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署した申込書を入札開始までにあきる野市に提出することが必要です。なお、申込書はあきる野市のホームページより印刷することができます。

ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

- (1) 売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など(参加者が法人の場合は、商業登記されている所在地、名称、代表者氏名)を公有財産売却の参加者情報として登録してください。
- (2) 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログイン ID を取得する必要があります。
- (3) 共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の住民票及び申込書を入札開始 2 開庁日前までにあきる野市に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までにあきる野市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、あきる野市が売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに予定価格(最低落札価格)の 100 分の 3 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、あきる野市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。なお、入札保証金には利息を付しません。また、原則として、入札開始 2 開庁日前までにあきる野市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報を SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、あきる野市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、添付書類を添えて、あきる野市に郵送又は持参してください。(郵送の場合は申込締切日の消印有効)

(ア) 申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。

(イ) VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。)

(ウ) 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 銀行振込などによる納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、あきる野市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、添付書類を添えて、あきる野市に郵送又は持参してください。(郵送の場合は申込締切日の消印有効)

(ア) 銀行振込の場合

・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。

・公有財産売却の参加者より必要書類があきる野市に到着後、あきる野市から振込方法を案内しま

すので、指定する金融機関(りそな銀行あきる野支店)に入札保証金を納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、あきる野市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。納付が確認できず、入札ができなかったことにより生じた損害について、あきる野市は責任を負いません。

(イ) 納付書の場合

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「納付書」に「○」をしてください。
- ・公有財産売却の参加者より必要書類があきる野市に到着後、あきる野市から納付書を送付しますので、納付書に記載の取扱い金融機関で納付してください。
- ・納付書により入札保証金を納付する場合は、あきる野市が納付を確認できるまで2週間程度要することがあります。納付が確認できず、入札ができなかったことにより生じた損害について、あきる野市は責任を負いません。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までにあきる野市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

あきる野市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、あきる野市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ(自動抽選)で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名(名称)とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ あきる野市から落札者への連絡

落札者には、あきる野市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にものみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。なお、あきる野市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、あきる野市が落札者による売買代金の残金の納付を売買代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

あきる野市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際にはあきる野市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付してあきる野市に郵送又は持参してください。なお、動産又は自動車の場合は、契約の取り交わしを省略することがあります。

ア 必要な書類

(動産・自動車の場合)

別途指示する書類

(不動産の場合)

登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売買代金の残金の納付

(1) 売買代金の残金の金額

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売買代金の残金納付期限について

落札者は、売買代金の残金納付期限までにあきる野市が納付を確認できるよう売買代金の残金を一括で納付してください。

原則として、売買代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売買代金の残金納付期限までに売買代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売買代金の残金の納付方法

売買代金の残金は、あきる野市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。なお、売買代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売買代金の残金納付期限までにあきる野市が納付を確認できることが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

(2) 入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第4 セリ売形式で行う公有財産売却の手続き

セリ売形式の売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。

本章における入札とは、売却システム上の「入札額」欄へ希望落札金額の上限を入力すること及び入力した

上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。また、本章においては、「入札」はせり売形式の入札を、「入札者」はせり売りの参加申込者を、「入札期間」はせり売期間を指します。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。ただし、売却システム上の「現在価格」又は一度「入札額」欄に入力した金額を下回る金額を「入札額」欄に入力することはできません。一度行った入札は、入札参加者などの都合による取り消しはできませんので、ご注意ください。なお、入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

あきる野市は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。入札期間中にその時点における最高価格の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価格の入札を最高価格の入札とし、せり売りを続行します。

2 落札者の決定など

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、あきる野市は開札を行い、売却区分(公有財産売却の財産の出品区分)ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格(最低落札価格)以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。また、売却システム上では、2 人以上が同額の入札価格(上限)を設定した場合、先に設定した人を落札者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

あきる野市は、落札者を決定したときは、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格を売却システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) あきる野市から落札者への連絡

落札者には、あきる野市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。なお、あきる野市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、あきる野市が落札者による売買代金の残金の納付を売買代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、保証金を没収し、返還しません。

(4) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

あきる野市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契

約を交わします。

契約の際にはあきる野市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付してあきる野市に郵送又は持参してください。なお、契約の取り交わしを省略することがあります。

ア 必要な書類

別途指示する書類

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売買代金の残金の納付

(1) 売買代金の残金の金額

売買代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売買代金の残金納付期限について

落札者は、売買代金の残金納付期限までにあきる野市が納付を確認できるよう売買代金の残金を一括で納付してください。

原則として、売買代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売買代金の残金納付期限までに売買代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された保証金を没収し、返還しません。

(3) 売買代金の残金の納付方法

売買代金の残金は、あきる野市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。なお、売買代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売買代金の残金納付期限までにあきる野市が納付を確認することが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

(2) 入札保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

第5 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

あきる野市は、落札後、落札者と売買契約を交わします。

契約の際にはあきる野市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約金額に応じた収入印紙を貼付し、郵送又は持参してください。（動産・自動車の場合は、収入印紙は不要です。）

動産・自動車は、売買代金の残金納付確認後、売却代金納付時の現状のままで、あきる野市が指定する場所において直接引渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。

不動産は、権利移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。現地での引渡しは行いません。

1 権利移転の時期

原則として、公有財産売却の財産は、売買代金の残金を納付したときに権利移転します。クレジットカードにより入札保証金を納付した場合は、紀尾井町戦略研究所株式会社からあきる野市に振り込みされるまで、落札後2週間程度要するため、この入札保証金の振込日又は売買代金の残額の納付日のいずれか遅い日に権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

（1）不動産の場合

ア 売買代金の残金納付確認後あきる野市が不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

イ 共同入札の場合は、財産の持分割合を記載した任意の書式による「所有権移転登記請求書」を作成し、共同入札者全員が記入・押印して提出してください。

ウ 所有権移転の登記が完了するまで、売買代金の残金納付確認後2週間程度の期間を要することがあります。

（2）自動車の場合

ア 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

イ 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはでき

ません。

3 注意事項

落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失などあきる野市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

4 引き渡し及び権利移転に伴う費用について

(1) 不動産の場合

ア 権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など)は落札者の負担となります。

イ 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

ウ 共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた収入印紙を準備又は登録免許税相当額を納付してください。

エ 所有権移転登記を行う際に、あきる野市と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料(切手 1,500 円程度)が必要となる場合があります。

(2) 自動車の場合

ア 権利移転に伴う費用(自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙、自動車税環境性能割など)は落札者の負担となります。

イ 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙及び自動車審査証紙が必要です。

ウ 自動車税環境性能割及び自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

第6 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止

することがあります。

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合
- ウ セリ売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分(売却財産の出品区分)の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者及び入札者など(以下「入札者など」といいます。)に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、あきる野市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、あきる野市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器及び公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込み又は入札に参加できない事態が生じた場合においても、あきる野市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器及びネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、あきる野市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義(法人の場合は当該法人代表者名義)のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、あきる野市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセス及び改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、あきる野市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID 及びパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID 及びパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらずあきる野市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間及び入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

あきる野市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、あきる野市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、あきる野市が公開している情報(文章、写真、図面など)について、あきる野市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字(JIS(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格)X0208 をいいます)であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

- (3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 あきる野市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

あきる野市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、あきる野市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、あきる野市が掲載したものでない情報については、あきる野市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。